

# 福島社交飲食業組合規約

## 第1章 総 則

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、生活衛生の改善と業態経営の近代化並びに合理化を促進し、且つ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

第2条 本組合は、「**福島社交飲食業組合**」と称する。

第3条 **本組合の地区は、福島県福島市の区域とする。**

第4条 **本組合は事務所を福島市に置く。**

第5条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は内規で定める。

## 第2章 事 業

第6条 本組合は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- ① 関係諸官庁に対する連絡調整並びにこの対策。
- ② 組合員の経営の合理化及び技術の指導及び研究。
- ③ 組合員の相互扶助並びに親睦及び福利厚生事業。
- ④ 関係法令の指導及び研究、並びに防犯、衛生思想の普及徹底。
- ⑤ その他目的達成に必要な事業。

## 第3章 組 合 員

第7条 本組合の組合員は、組合の地区内に店舗を有する飲食業を経営する者とする。

第8条 **組合員たる資格を有するものは、本組合の承諾を得て組合に加入する。**

**本組合は加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。**

第9条 承諾を得た者は、遅滞なく加入金及び福島県社交飲食業生活衛生同業組合出資金、並びに当月分の組合費を払い込まなければならない。

第10条 組合員は、**あらかじめ組合に書面で通知した上でその月の終わりにおいて脱退することが出来る。**

第11条 本組合は、次の各号に該当する組合員を除名することが出来る。

- ① 本組合の行う事業を妨げる行為のあった組合員。
- ② 本組合の行う事業につき不正の行為のあった組合員。
- ③ **組合費を3ヵ月以上滞納した組合員。**

第12条 組合員が脱又は除名されたときは、その月をもって組合に対する一切の権利を喪失する。

第13条 本組合は、その行う事業について使用料又は、手数料を徴収することができる。

前項の使用料又は、手数料の額は、理事会で定める。

第14条 本組合は、第6条の事業の費用に充てるために、組合費並びに加入金を賦課することができる。

その額及び徴収の時期、方法は総会において定める。

第15条 本組合は、理事会において必要と認められた時は、臨時費を徴収することができる。

## 第4章 役員・顧問及び職員

第16条 役員の定数は次の通りとする。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1, 組 合 長   | 1名  |
| 2, 副 組 合 長 | 若干名 |
| 3, 専 務 理 事 | 1名  |
| 4, 常 務 理 事 | 若干名 |
| 5, 会 計 理 事 | 1名  |
| 6, 理 事     | 若干名 |
| 7, 監 事     | 3名  |

# 福島社交飲食業組合規約

## 第17条

役員任期は、2年とする。

補欠のため選挙された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

役員全員が任期満了前に退任した場合において、新たに就任した役員任期は

第1項に規定する任期とする。

## 第18条

組合長は、本組合を代表し、組合の業務を執行する。

## 第19条

副組合長は、組合長を補佐して業務を執行し、組合長に事故あるときは、その職務を代理し、予め定めた順位によりその職務を行う。

## 第20条

専務理事は、組合長、副組合長を補佐し業務を処理する。

## 第21条

常務理事は、それぞれの担当業務を処理する。

## 第22条

会計理事は、組合財産を保管し、会計帳簿及び書類を完備し、組合会計業務を専務する。

## 第23条

理事は、理事会を組織して業務の執行にあたる。

## 第24条

監事は、会計の監査を行う。

監事は、この組合の理事又は、職員を兼ねることができない。

## 第25条

役員は、常務理事会において指名推せんし、理事会の承諾を得て総会において決定する。

## 第26条

理事会の推せんにより会長1名、副会長若干名を置くことができる。

会長は、理事会に出席し、業務について意見を述べ、渉外業務を行う。

副会長は会長を補佐し、その業務を行う。

## 第27条

本組合に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て委嘱する。

顧問及び相談役は、組合長の諮問に応じ又は、業務について意見を述べることができる。

## 第28条

本組合に次の職員を置くことができる。

① 事務局長 1名

② 書記 若干名

職員の給与は理事会において定める

## 第5章

### 総会及び理事会

## 第29条

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎事業年度終了後2カ月以内に、臨時総会は必要がある時は理事会の議決を経て組合長が招集する。

## 第30条

組合員は書面又は代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。

代理人が代理し得る組合員の数は、5人までとする。

## 第31条

総会の議事は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長が可否を決定する。

## 第32条

総会においては、出席した組合員(代議決権を除く)の3分の2以上の同意を得たときに限り、予め通知があった事項についても議決することができる。

## 第33条

総会の議事録は、議長が指名した著名人2名により作成するものとする。

## 第34条

常務理事会及び理事会は、組合長が招集する。

理事は、必要があると認めるときは、何時でも組合長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

前項の請求をした理事は、請求した日から5日以内に正当な理由がないのに組合長が、

理事会招集の手続きをしないときは、自ら理事会を招集することができる。

# 福島社交飲食業組合規約

**第35条** 常務理事会及び理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第36条** 理事は、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ会議の目的たる事項が通知された場合に限り、書面により理事会の議決に加わることができる。

**第37条** 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1 議会に提出する議案

2 その他務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事業

**第38条** 総会の議長は、総会出席の組合員の中より議長団を選出する。

常務理事会 理事会の議長は、組合長が議長となる。

理事会の議事録は、第33条の規定を準用する。

## 第6章 会 計

**第39条** 本組合の事業年度は、1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わるものとする。

**第40条** 本組合は、毎事業年度の剰余金又は、損失金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

## 附 則

1. 本規約は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。
2. 本規約は、昭和48年6月15日から施行する。
3. 初年度の役員の任期は、昭和48年12月31日迄とする
4. 本規約の改正部分は、その改正承認の昭和49年2月9日の総会の日から施行する。
5. 本規約の改正部分は、その改正承認の昭和50年2月8日の総会の日から施行する。
6. 本規約の改正部分は、その改正承認の昭和51年2月15日の総会の日から施行する。
7. 本規約の改正部分は、その改正承認の昭和52年2月27日の総会の日から施行する。
8. 本規約の改正部分は、その改正承認の昭和56年2月15日の総会の日から施行する。
9. 本規約の改正部分は、その改正承認の平成4年2月16日の総会の日から施行する。
10. 第9条、環境衛生同業組合を生活衛生同業組合と改正。  
(平成13年1月6日付で環衛法の一部改正)
11. 本規約の改正部分は、その改正承認の平成26年2月23日の総会の日から施行する。

# 福島社交飲食業組合規約

## ○職務分掌内規

### 【目的】

第1条 この内規は、福島社交飲食業組合規約第5条に基づき組合業務の円滑をはかる目的で制定する。

### 【各部担当業務】

第2条 役員の職務分掌を明らかにし、円滑に業務を処理するために次の各部を設定し、それぞれの業務を分担する。

- 総務部**
1. 会議の運営並びに連絡に関する事項
  2. 庶務(企画を含む)に関する全般事項
  3. 関係官庁、金融機関その他関係団体等との連絡・調整に関する事項

- 衛生部**
1. 衛生思想の普及並びに関係法令の指導・研究に関する事項
  2. 食品衛生指導員並びに調理師に関する事項

- 防犯部**
1. 防犯思想の普及並びに関係法令の指導研究に関する事項
  2. 風俗営業及び深夜営業に関する事項

**事業部 (IT 企業宣伝部)**

1. 研修・講習・座談会及び諸事項に関する事項
2. 物資斡旋に関する事項

- 厚生部**
1. 共済事業に関する事項
  2. 親睦及び福利厚生に関する事項

- 広報部**
1. 広報に関する全般事項
  2. 「しゃこちゃん通信」の編集・発行に関する事項

- 相談部**
1. 経営・金融などの相談及び国民生活金融公庫融資推薦に関する事項
  2. 生活衛生営業相談員に関する事項

- 青年部**
1. 諸事業等に関する全般的補佐協力

- レディース部**
1. 研修及び親睦に関する事項

### 【部長・副部長委員】

- 第3条
1. 第2条による各部にそれぞれ部長・部長・委員を置く。
  2. 部長・副部長は理事のうちから、委員は、組合員のうちから、組合長が選任する。
  3. 部長・副部長・委員の任期は規約第17条を準用する。

### 【部会】

- 第4条
1. 各部は、その分掌する業務を遂行するために、組合長の承認を得て、単独または合同で部会を開催する。
  2. 部会は、部長が招集し、その議長となる。
  3. 部会の議決は、その構成員の過半数が同意したときに成立し可否同数のときは議長が決する。但し、あらかじめ事について賛否を表示したものは、出席とみなす。
  4. 部長はその議会の内容出席者などを記載した記録を作成し組合長に提出しなければならない。

### (付 則)

1. 本内規の改・廃は、常務理事会において行う
2. この内は常務理事会の議決の日から施行する(昭和62年7月1日)。
3. 婦人部新設(平成2年3月1日)。
4. 平成6年3月1日より組合費現行2300円を3000円に改定する。(平成6年2月20日)
5. 婦人部をレディース部と改称(平成11年2月28日)

# 福島社交飲食業組合規約

**○旅費規定** 総会・常務理事会・理事会・監事会を除くその他諸々の会議に出席する役員および出張旅行を要する役員及び職員に対する旅費、日当は、次の定めるところにより支給する。  
(但し、県社交飲食業生活衛生同業組合旅費規定による旅費支給を受けた場合はその差額のみとする。)

【交通費】 ①新幹線を含む交通料金実費を支給する。(指定券は含まない)  
その他 (その他の交通機関の利用は、①の料金に換算する。)

【宿泊費】 ①宿泊をする場合は、宿泊費を支給する1泊につき10,000円  
必要のある時は、会長の承認を得て特別の旅費を支給することができる。

この規定は昭和57年3月10日より施行する。

平成3年11月1日改正。

第1項の但し書きのうち、県社交飲食業環境衛生同業組合の名称は環衛法の一部改正に伴い県社交飲食業生活衛生同業組合と改称されたことに伴う改正。(平成13年1月6日。)

**○慶弔規定** 本組合員並びに組合員に対する慶弔は、次の通りとする。

【慶 祝】 1. 組合員が新規開店又は、新装開店のため、組合が招待を受けた場合は生花又は、祝金10,000円を贈るものとする。

2. 組合長、副組合長、理事、監事(以上)2期以上在任し、退任したときは、感謝状を贈り相談役その他の諮問機関に推薦することができる。

その任期は、組合長は、2期 その他は、1期とする。

3. 役員が、その在任期間中に退任し、相談役その他の諮問機関に委嘱されないときは、感謝状のほか記念品を送るものとする。(記念品については、常務理事会において決定するものとする。)

4. 組合員が結婚に際し組合が招待を受けた場合は、祝電及び慶祝金10,000円を贈るものとする。

【弔 慰】 5. 組合員が死亡したときは、弔電及び弔慰金10,000円のほか弔花1基を贈るものとする。

6. 組合員の妻及び父、母、子の死亡の場合は、弔電及び弔慰金5,000円贈るものとする。

7. 役員 相談役等が死亡したときは、弔電、弔慰金10,000円のほか弔花1基を贈るものとする。

8. 組合員のうち過去において、役員、相談役等であったものが、退任後2年以内に死亡したときは、前項の規定に準用するものとする。

【見 舞】 10. 組合員が火災により、その施設に全焼の災害を受けたときは、見舞金10,000円を、ボヤその他災害が軽微な時は5,000円を贈るものとする。

11. 風水害、その他天災地変により災害を受けたときも損害程度により前項の規定を準用するものとする。

12. 前2項の災害が集団的(5戸以上)に発生した時は前項の規定にたよらず特別見舞金を贈るものとする。

13. 組合員が病気又は、不慮の事故のため1ヶ月以上入院加療を要し、休業した時は該当分の組合費(共済掛金は別扱)を免除し、見舞金10,000円を贈るものとする。

長期に亘る場合は、理由を附して休業届けを提出したものに限る。

14. 組合職員が病気又は、不慮の事故のため1ヶ月以上入院加療を要し、退職したときは、見舞金10,000円を支給し、長期の場合は、2か月目より3か月間は月給の半額を支給するものとする。

15. 組合職員が同居する配偶者及び父、母の死亡の場合は、弔慰金10,000円を、入院加療の見舞金は5,000円を贈るものとする。

(付 則) 1. 昭和57年3月10日より施行する。

1. 本規定の改正部分は平成3年2月17日より施行する。

# 福島社交飲食業組合規約

## ○生命共済制度規定

- 第1条** この生命共済制度は、組合規定第6条第3号の相互扶助の目的のために行うものである。
- 第2条** この生命共済制度は加入時現在、健康で正常に就業している組合員で新規加入者は、15才以上65才6ヶ月以下の**継続加入者は65才6ヶ月以上70才6ヶ月以下を対象とする。**  
但し、1年以上の加入者は、自動的に更新することができる。
- 第3条** **この制度は1人月額700円の共済掛金を拠出し、死亡、疾病時にそれぞれ次の共済弔慰金、並びに給付金を支払うものとする。**
- 1. 病気による死亡、疾病の場合は100万円**
  - 2. 不慮の事故による災害死亡、疾病の場合は200万円**
  - 3. 不慮の事故による入院給付金 障害給付金は委託先のプルデンシャル・ジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社の団体定期保険災害保障特約の約款にもとづいて支払う。**
- 第4条** この制度の掛金は、組合費と同時に納入するものとする。
- 第5条** この制度は掛金納入の翌月1日から効力が発生するものとする。
- 第6条** この制度は組合を退会した場合は共済弔慰金は勿論、掛金の払戻しはしない。
- 第7条** **この制度は2ヵ月以上掛金を滞納した場合は、そのすべての権利を喪失する。**
- 第8条** この制度の請求権を生じたときは、別に定める書式により組合長に請求する。
- 第9条** この制度はプルデンシャル・ジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社に委託し、災害保障特約付団定期保険として締結する。
- 第10条** 弔慰規定にある弔慰金は、この共済と別途に贈るものとする。

引き受け会社：名 称	<u>プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社</u> <u>The Prudential Gibraltar Financial Life Insurance Co., Ltd.</u>
本社所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-13-10
TEL	03-6740-5000
代表取締役社長	得丸 博充（とくまる ひろみつ）
資本金	300億円（資本準備金134億円を含む）

